

個人番号(マイナンバー)制度導入に係るお知らせ—健康保険法施行規則の改正(平成29年1月から)

給付関係申請書類(療養費、傷病手当金等)において、従来、「被保険者証の記号・番号」をご記入いただいておりますが、平成29年1月からは「被保険者証の記号・番号」または「個人番号(マイナンバー)」のどちらかをご記入いただくこととなります。

なお、個人番号を記入する場合、本人確認(個人番号確認及び身元確認)をするための添付書類が必要となります。また、個人番号を記載した申請書を事業主経由で提出される場合は「委任状などの代理権が確認できる書類」や代理人の身元確認書類などの添付が必要となります。以下、取扱い注意事項です。

1被保険者証の記号・番号を記載された場合 個人番号の記載は不要です。 ※従来通りの事務手続きとなります。	3個人番号を記載された場合 (事業主経由で組合に申請書を提出する場合) ●委任状などの代理権が確認できる書類 ●代理人の身元確認書類
2個人番号を記載された場合 (本人が直接組合に申請書を提出する場合) ●個人番号が確認できる書類 通知カード又は個人番号記載住民票の写し等 ●身元確認が確認できる書類 運転免許証又はパスポート等	事業主の運転免許証又はパスポート等 ▲個人番号を記載される場合は備考欄への記載をお願いいたします。(12桁) また、個人番号記載の申請書郵送の場合は、追跡可能な郵送方法をお取りくださいますよう、ご協力お願いいたします。

不明点等については当組合、給付課までお問合せください。Tel 03-3661-2254